

医学科における大会・試合等の非定期活動に関する留意事項 (令和3年7月6日)

現在、各課外活動団体の活動は、「弘前大学における課外活動ガイドライン（令和3年1月19日現在）」に基づき運用しているところですが、医学科における非定期活動については下記のとおり運用します。

記

【基本事項】

1. 大会・試合（運動部）、コンクール・学外集会（文化部）等の非定期の学外活動は、活動日の2週間までに、非定期活動ごとに（個別に）作成された「課外活動許可願」を提出すること。提出された許可願に基づき、感染防止対策がとられた健全な課外活動であることが確認できた場合には、以下の条件により、参加・実施を許可します。

【青森県内における活動】

1. 宿泊を伴わない活動は、許可をする。
但し、許可を得られた活動であっても、その活動開催時に下記のいずれか1つ以上の条件にあてはまっている場合には、許可が取り消され、キャンセル料などの損失にかかわる費用は各団体の負担となるので、予め留意すること。
 - 1) 青森県に、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置がとられている期間中に実施される活動
 - 2) 大学内で感染者が発生し、休講やメディア授業実施に伴う課外活動停止期間中に実施される活動
2. 上記1により許可された場合においても、参加予定者に県外在住者がおり、活動開催時に、その県外在住者の居住する都道府県が国内特定地域に指定されている場合や、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置となっている場合、以下に従うこと。
 - 1) 課外活動団体が主催者である活動
各団体から、該当する県外在住者に対して参加辞退を促すこと。
 - 2) 課外活動団体が主催者ではない活動
各団体から主催者に確認し、当該都道府県からの参加がいることが見込まれる場合には、参加辞退を検討すること。

【青森県外における活動】

1. 宿泊を伴わない活動は、許可される場合がある。
但し、許可を得られた活動であっても、その活動開催時に下記のいずれか1つ以上の条件にあてはまっている場合には、許可が取り消され、キャンセル料などの損失にかかわる費用は各団体の負担となるので、予め留意すること。
 - 1) 青森県に、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置がとられている期間中に実施される活動
 - 2) 大学内で感染者が発生し、休講やメディア授業実施に伴う課外活動停止期間中に実施される活動
 - 3) 国内特定地域や、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置となっている都道府県で実施される活動
2. 上記1により許可された場合においても、活動開催時に、国内特定地域や、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置となっている都道府県からの参加者がいることが見込まれる場合には、参加辞退を検討すること。

以上